

地方公共団体率先対策補助事業

(担当課室：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額16.55億円

目的・意義

事業者、国民の一層の温暖化対策を促すためには、地方公共団体等が自ら、より先進的な率先的取組を行うとともに、効率的に事業者や国民の取組を促すことが必要です。本補助事業は**地方公共団体等が実施する温暖化対策事業に対して支援**を行い、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより、温暖化対策の実践を促すことを目的としています。

事業内容

1 対策技術率先導入事業

自らの事務事業に関する**実行計画に基づく、地方公共団体の施設への代エネ・省エネ施設設備の整備を行う**地方公共団体に対し補助をします。

学校、警察、水道事業等の施設についても、実行計画に基づく施設設備の整備事業であれば、補助の対象となります。

なお、補助対象となる設備等の要件は下表のとおりです。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	太陽電池出力が20KW以上であるもの。
イ 風力発電	発電出力が500KW以上であるもの。
ウ 燃料電池	発電出力が1KW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50KW以上であるもの。
ケ その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備であって、二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。

備考

1. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
2. 「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
3. 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
4. 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
5. 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

2 次世代技術普及事業

(1)次世代低公害車普及事業

次世代の究極の低公害車といわれる**燃料電池自動車**や、**ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車**、**水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車**について**率先的に導入する**地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。



(2)学校への燃料電池導入事業

小中高等学校等の中規模施設における**電源・熱源として利用する燃料電池コージェネレーションシステム**を**率先して導入する**地方公共団体（公立学校）に対し補助します。



3 都道府県センター普及啓発・広報事業

地域住民等に対し、**シンポジウム・セミナーの開催等を通じた普及啓発・広報事業**を行う民間団体（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）に対し補助します。



4 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地域における**代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する**地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。



補助内容

1. 補助対象者

(1)(2)(4)の事業：地方公共団体、(3)の事業：都道府県センター

2. 補助対象設備・事業

(1)対策技術率先導入事業：実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入

(2)次世代技術普及事業

①次世代低公害車普及事業：地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入

②学校への燃料電池導入事業：小中高等学校への燃料電池コージェネレーション設備の導入

(3)都道府県センター普及啓発・広報事業：地域住民等に対して行うシンポジウム・セミナー等の開催

(4)低公害（代エネ・省エネ）車普及事業：地方公共団体等による営業用バス等の導入

3. 負担割合

(1)(2)(4)の事業：環境省1/2、地方公共団体1/2

※(4)の低公害車については、通常車両との差額の1/2を補助



(3)の事業：上限を500万円とする定額補助

4. 補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、1つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせて適合させることができます。なお、学校への燃料電池導入事業、次世代低公害車普及事業、低公害（代エネ・省エネ）車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

公共・公益サービス部門率先対策補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額4億円

目的・意義

公共サービス・公益事業主体（医療保健、社会福祉等の機関等）を対象として、率先的かつ先進的な代エネ・省エネ対策の導入に対して支援を行います。また、地方公共団体等が実施する事業において、シェアード・エスコを用いて、高い水準での施設の省エネ化を図る事業者に対し支援を行います。このような取り組みにより、模範的事例を民間事業者や国民に対して示すことにより温暖化対策の実践を促すことを、本事業の目的とします。

事業内容

(1) 公共・公益サービス部門における代エネ・省エネ設備導入

施設全体としての二酸化炭素削減目標やこれを達成するための取り組みを明確に示した計画（二酸化炭素削減計画）を策定した公共・公益サービス事業主体（医療施設・社会福祉施設等）を対象とし、事業の提案を広く募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、費用対効果等に優れた提案に対し**設備導入等の対策事業費の一部を補助**します。

対策普及の水平展開や同業種への波及が図られるよう、複数の公共・公益サービス施設等を組織的に展開して行う事業や、モデル性が高く同業種への水平展開が容易である事業を対象とします。

●事業の例

病院など医療施設・
社会福祉施設



施設全体としてのCO₂削減目標、達成のための実行計画（CO₂削減計画）を策定

提案

補助

環境省

◆費用対効果等に優れた率先的かつ先進的な代エネ・省エネ対策設備をモデル的に導入する提案を選定

(2) 地方公共団体等施設のシェアード・エスコ事業を用いた省エネ化

シェアード・エスコ事業により、高い水準で地方公共団体等の設備の省エネ化を図る民間事業者等に対して、省エネ設備の導入等に**必要な費用の一部を補助**します。

補助内容

1. 補助対象者：(1) 公共・公益サービス事業を行う民間団体等
(2) 地方公共団体等の施設にシェアード・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等
2. 補助対象事業：(1) 公共・公益サービス施設等への率先的な省エネ設備等の導入事業
(2) 地方公共団体の施設へのシェアード・エスコ事業
3. 負担割合



地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

19' 予算額18億円

意義・目的

1960年代以降、児童・生徒数の急激な増加により建設された多くの学校校舎は、夏は暑く冬は寒いなど温熱性能が著しく悪く、また、老朽化の進行に伴い、耐震対策、劣化対策が必要となってきています。さらに、地球温暖化問題に対応するため、学校施設においても、二酸化炭素排出量の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められています。

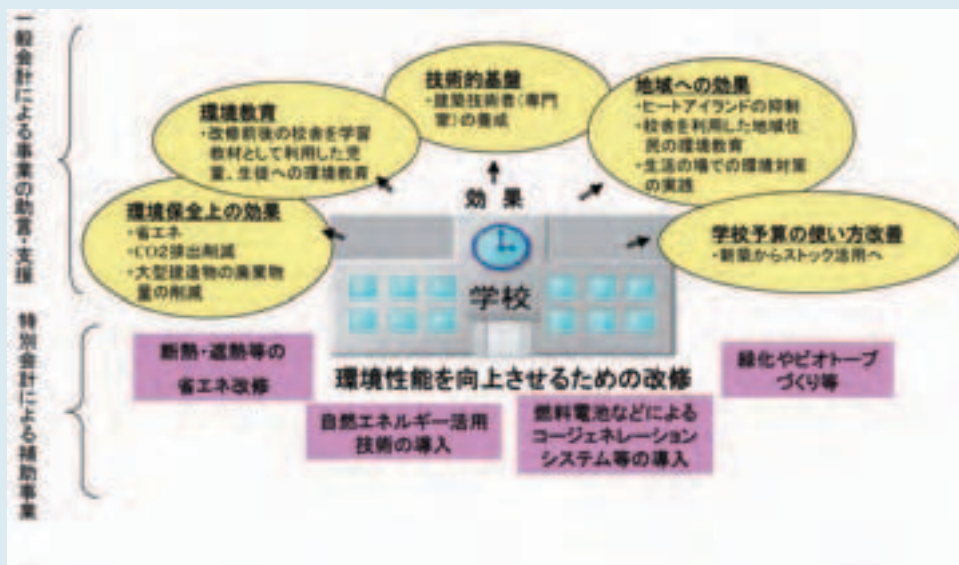
そこで、全国約4万ある小中高校のモデルとして、地域の技術者や住民等からなる検討会の結果に基づいて行われる学校の特徴に応じた効果的な省エネ改修・代替エネルギーの導入等（「学校エコ改修」）に対し、その施設整備等の費用の一部を補助します。この事業は、ハード整備に加え、その改修過程を素材として、地域への環境建築等の技術普及や学校を核とする地域ぐるみの環境教育を展開することに大きな特徴があります。

また、その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

事業内容

地方公共団体が設置している学校に対し、地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代替エネルギー導入等の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

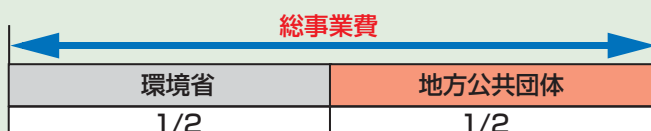
全国で平成17年度に9ヶ所、平成18年度に6ヶ所選定し、平成19年度においては更に3ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われるエコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 補助対象設備・事業：学校の改修、代替エネルギーの活用設備の導入等
3. 負担割合



地域協議会代工ネ・省エネ対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.8億円

目的・意義

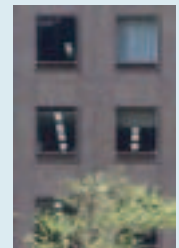
地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）による対策を活性化し、かつ、温暖化対策製品の効率的な普及を促進するため、**地域協議会の活動として行う地域における各種の代工ネ・省エネ対策事業に対して支援**を行うものです。

事業内容

民生部門の温暖化対策に効果のある下記の設備を、地域において集団的に導入推進する地域協議会の事業に対して補助します。

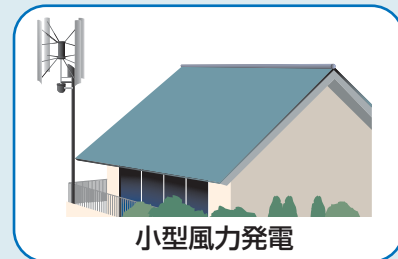
● 複層ガラス等省エネ資材

ビル等の設備更新の機会などを捉えて、**複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材（フロンを用いないものに限る。）等の断熱素材や、省エネ型空調、省エネ型照明等の省エネ設備（家庭用については高効率給湯器のみ対象）を大規模に導入する地域協議会の事業**



● 民生用小型風力発電システム

一般住宅等に対して、2～3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した、市街地にも設置できる**小型風力発電システム**を地域にまとめて、**導入する地域協議会の事業**



● 家庭用等の小型燃料電池

一般住宅等に対して、**家庭用小型燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）**を地域にまとめて**導入する地域協議会の事業**

● 電圧調整装置

温暖化対策診断等の結果により重点的な省エネが必要とされる者（一般家庭等）を対象に、確実に温室効果ガスの削減効果の見込める電圧調整装置を計画的に導入するものであること。なお、この機器は以下の要件を全て満たしているものであることを確認すること。

- ① 電氣的ノイズ対策として、ノイズ対策基準VCCIクラスB（情報処理装置等電波障害自主規制協議会の自主規制基準）に適合していること。
- ② 機器の総合効率が定格で概ね99%以上であること。
- ③ 設置者の受電電力に対応したものであること。
- ④ 供給電圧が100V（又は200V）より低下した場合においても、機器により制御された電圧が供給電圧又は96V（供給電圧が200Vのときは184V）のいずれか小さい方よりも低くならないこと。
- ⑤ 電気供給約款に反した使用を目的としたものでないこと。（例えば、電力会社から三相200Vで供給された電圧の一相を電灯回路への供給を目的に調整する等）
- ⑥ 騒音を発生しないこと。
- ⑦ 電圧の変動に対する制御の時間遅れが少ないこと。（20ms以下程度）
- ⑧ 電気用品安全法技術基準に規定する「その他の家庭機器用変圧器」（2次電圧変動特性、2次短絡電流特性、機械的強度を除く。）と同等以上の安全性を有するものであること。

委託・補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

本事業の対象者は、導入する設備の取得財産等管理台帳を備えて管理を行う、地域協議会又は事業者となります。

ただし、都道府県地球温暖化防止推進センターが事務局を行う地域協議会で、かつ対策設備等の所有者（設置者）が地域協議会の構成員たる法人格を有する団体である場合など、地域協議会が補助事業者として、善管義務を将来にわたって十分に発揮出来ると判断されるケースについては、例外的に補助対象者と導入設備等の所有者（管理者）の一致しない場合においても、地域協議会を補助事業者として申請を受け付けるものとします。

2. 補助対象設備・事業

複層ガラス等省エネ資材、民生用小型風力発電システム、家庭用等の小型燃料電池、電圧調整装置の導入事業

3. 負担割合

← 総事業費 →	
環境省	民間団体
1/3※	2/3

※複層ガラス等省エネ資材については
従来品との差額の1/3

4. その他

具体的な施設整備等の事業の対象は一般家庭、民間事業者等であるため、地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、とりまとめの役割を中心に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。

地球温暖化対策地域協議会とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していませんが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれます。

平成18年10月1日現在、全国で159の地域協議会が存在する。なお、地域協議会に関するガイドラインなど詳細は環境省ホームページを参照。

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

19' 予算額21.17億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

(1) 廃棄物発電施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の発電効率を有するもの
- ③ 売電先又は電気利用先が確定しているもの

(2) 廃棄物熱供給施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱供給量を有するもの
- ③ 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ④ 熱利用先が確定しているもの

(3) 廃棄物燃料製造施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ③ 製造される燃料の利用先が確定しているもの

(4) ごみ発電ネットワーク事業

- ① ごみ発電を主たる電源とする特定電気事業者等が行うもの
- ② 発電量及び効率を一定以上増加及び向上させるもの
- ③ 電源となるごみ発電施設及び売電先又は電気利用先が確定しているもの
- ④ ただし、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするもの

(5) 熱輸送システム事業

- ① 廃棄物焼却施設を主たる熱源とする熱供給事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱エネルギー利用があるもの
- ③ 熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定しているもの



補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象施設・事業

- (1) 原則として廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。
(設置許可が必要なものに限る。)
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合

- (1) 事業内容の(1)～(3)について
補助金交付額は、施設の^{そとう}高効率化に伴う増高費用です。
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。)

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

- (2) 事業内容の(4)及び(5)について
補助金交付額は、補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/2 (最大)	1/2

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額30億円 (新規分)

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助により支援**することによって、追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、**①設備補助**（採択に当たっては費用効率性を重視）、**②削減量の自主的な約束**、**③排出枠の取引**（柔軟性措置）の3つをセットにすることにより、費用効率のかつ確実な削減を実現しようとするものです。

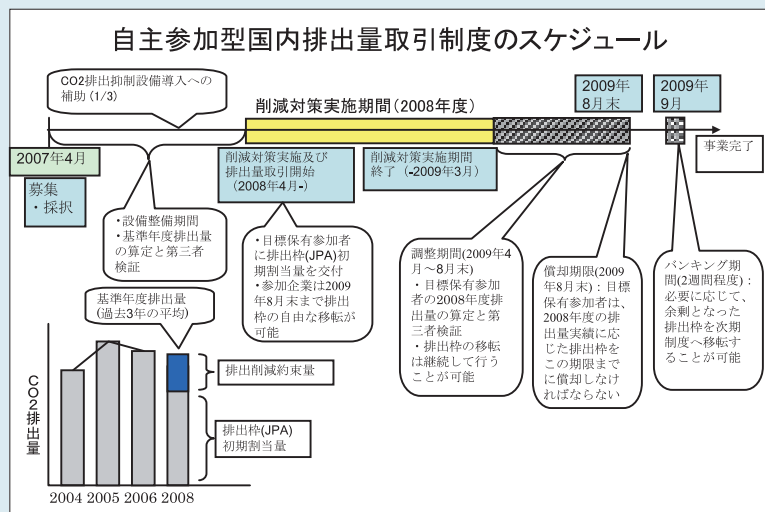
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、**目標とする削減量を申告していただき、補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者を優先的に採択**することを原則とします。参加は、工場・事業場単位です。

補助事業者には、**平成19年度**において、**設備を整備**いただくとともに、**基準年度の排出量**（平成16～平成18年度の平均）を算定し、第三者による検証を受けていただきます。

平成20年度においては、整備した設備を活用し、**排出削減に取り組んでいただきます**。平成20年4月に、補助事業者には「**基準年度排出量－排出削減約束量**」の**排出枠が交付**され、これは取引可能なものです。

平成20年度終了後、補助事業者は、平成20年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、**平成20年度の排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出いただく必要**があり、排出枠の提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から移転した排出枠や、CDMによるクレジット（CER）を使用することが可能です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の整備
3. 負担割合



地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額8億円

目的・意義

地球温暖化対策技術を大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る施設整備の経費及び地域パイロット事業の事業費を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業(パイロット事業)の事業費に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、例えば以下のような事業が考えられます。

新たなエネルギー供給サービス事業

・ガス圧力エネルギー回収発電事業

いままで利用されていなかった都市ガスを減圧する際の圧力差(圧力エネルギー)を利用して発電する。

・トラックへの電源供給サービス事業

トラックステーションでのトラックアイドリング防止対策として、駐車中のトラックに電力を供給し、運転室内の冷暖房を行う。

・水道圧の減圧を利用した発電事業

水道供給時に水道圧の減圧によって生じ、これまで未利用であったエネルギーを利用して発電を行う。

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象事業

本格的なビジネス展開を図るに当たって必要であり核となる技術に係る地域パイロット事業、設備整備

3. 負担割合



総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額7.5億円

目的・意義

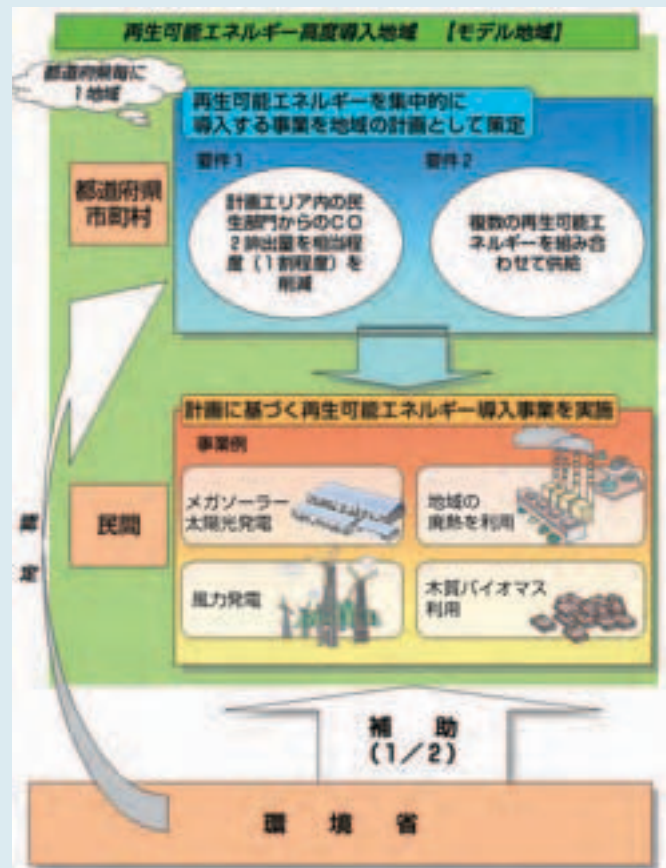
京都議定書目標達成計画に沿って、地域の特色あるエネルギー資源を効率的にその地域で地産地消し、CO₂削減を地域全体で効率的に実現するモデル地域を整備するため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援します。

本事業は、目標達成計画に国の施策として位置づけられた再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域の整備に係る補助として、再生可能エネルギーを製造・供給する施設整備を行う事業者を支援し、もって、再生可能エネルギーを集中的に導入するモデル地域を拠点として、先進的な取組を全国的に伝播し、再生可能エネルギー導入の拡大につなげるものです。

事業内容

再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアの二酸化炭素を相当程度（民生部門の10%）削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入する計画として認定します。そして、当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助します。

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行います。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：再生可能エネルギーの高度導入のための施設整備事業
3. 負担割合：

← 総事業費 →	
環境省 1/2	民間団体 1/2

業務部門二酸化炭素削減モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.5億円

目的・意義

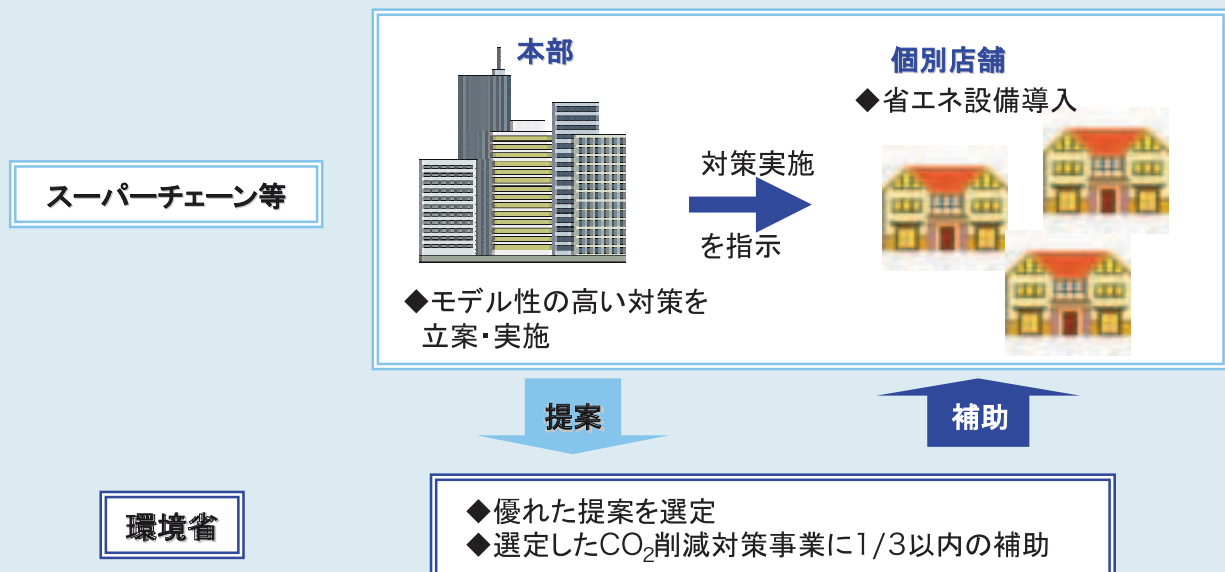
京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、温室効果ガス排出量が増加している業務
その他部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。特に省エネ法の
対象とならない中小施設への対策技術の普及が課題となっています。

そこで、省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減
を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促します。

事業内容

事業者から対策について提案を募り、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優
れた提案に対し支援することとし、設備導入等の対策事業費の一部を補助します。

対策普及の水平展開や同業種への波及ができるよう、フランチャイズチェーン方式などの組織で行う事業
や、地下街・商店街など複数の事業者が連携して行う事業を対象とすることとし、平成19年度は、スーパ
ーチェーン、テナントビル等（18年度実施の事業者を除く外食産業チェーンを含む）からの提案による事
業を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：中小規模の業務用施設等への省エネ施設等の導入事業
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

(担当：地球環境局フロン等対策推進室)

19' 予算額2億円

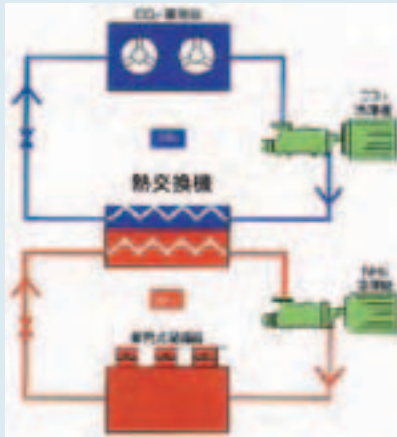
目的・意義

冷凍倉庫や冷凍食品製造等に用いられる冷凍装置は、一般的に常時エネルギーを大量に消費する装置ですが、近年、自然冷媒（すなわちノンフロン冷媒）を用い、しかも従来製品よりも省エネルギーとなる冷凍装置が開発されています。こうした冷凍装置の普及は、**エネルギー起源CO₂の削減のみならず、フロンによる温室効果の削減にもつながるため、補助を行うことにより省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置を普及させることを目的とした事業です。**

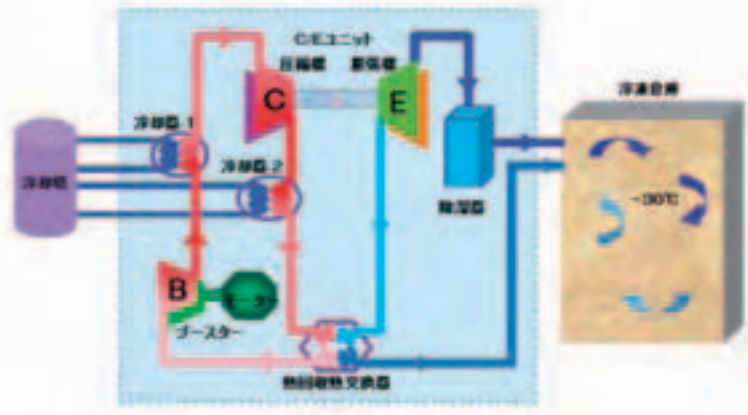
また、事業実施者は、本事業による温室効果ガスの削減量を把握し、効果を広報することとしており、それにより同装置のさらなる普及が期待されます。

事業内容

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に対して補助を行います。省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置として、例えば次のようなものが開発されています。



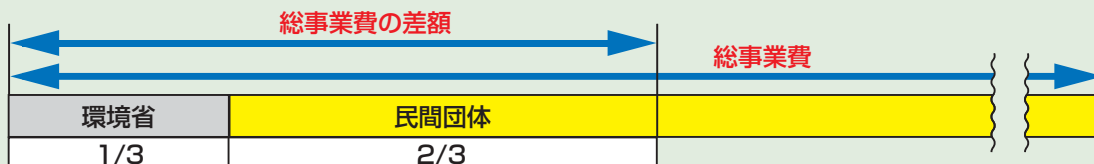
NH3-CO2冷凍装置の例



空気冷媒冷凍装置の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業
既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒冷凍装置を導入する事業
3. 負担割合



※自然冷媒冷凍装置の導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額（注）の1/3を補助します。
（注）撤去する既存施設の残存価額を加算することができます。

街区まるごとCO₂20%削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額6億円

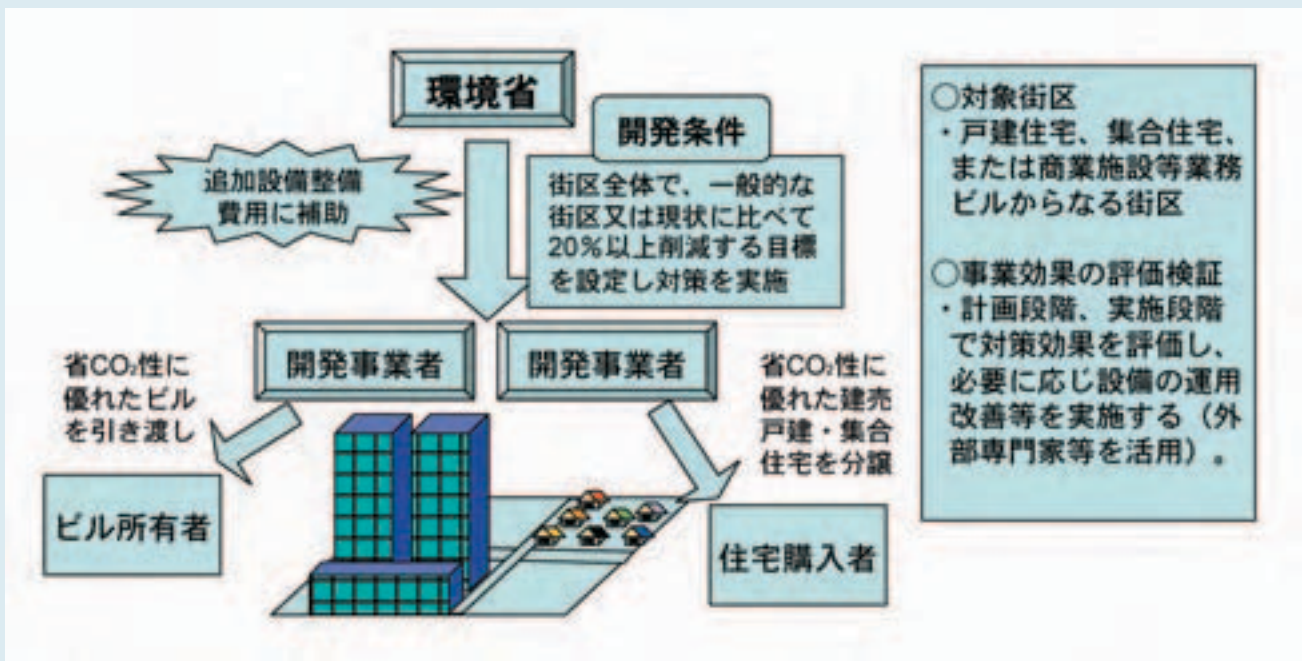
目的・意義

京都議定書目標達成計画において定められた民生部門のエネルギー起源CO₂の削減の目標の目安は、2010年におよそ20%削減しなければならないとして、「面」・「ネットワーク」対策を取り入れることが必要とされています。

そこで、新規市街地開発や再開発などが行われる面的な広がりをもった一定のエリアにおいて、複数の建物を一体のものとして街区全体のCO₂排出を削減する対策を導入し、単なる点である個別の対策の集積では得られないCO₂削減をもたらすモデル事業を行います。

事業内容

大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、自治体等の関係者が協調し、CO₂の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合建物で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO₂化する面的対策を行う事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：街区開発を行う民間団体
2. 補助対象事業：CO₂削減に要する追加的設備の整備
3. 負担割合：

※事業効果の評価検証については、民間団体に委託して実施

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

メガワットソーラー共同利用モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額4億円

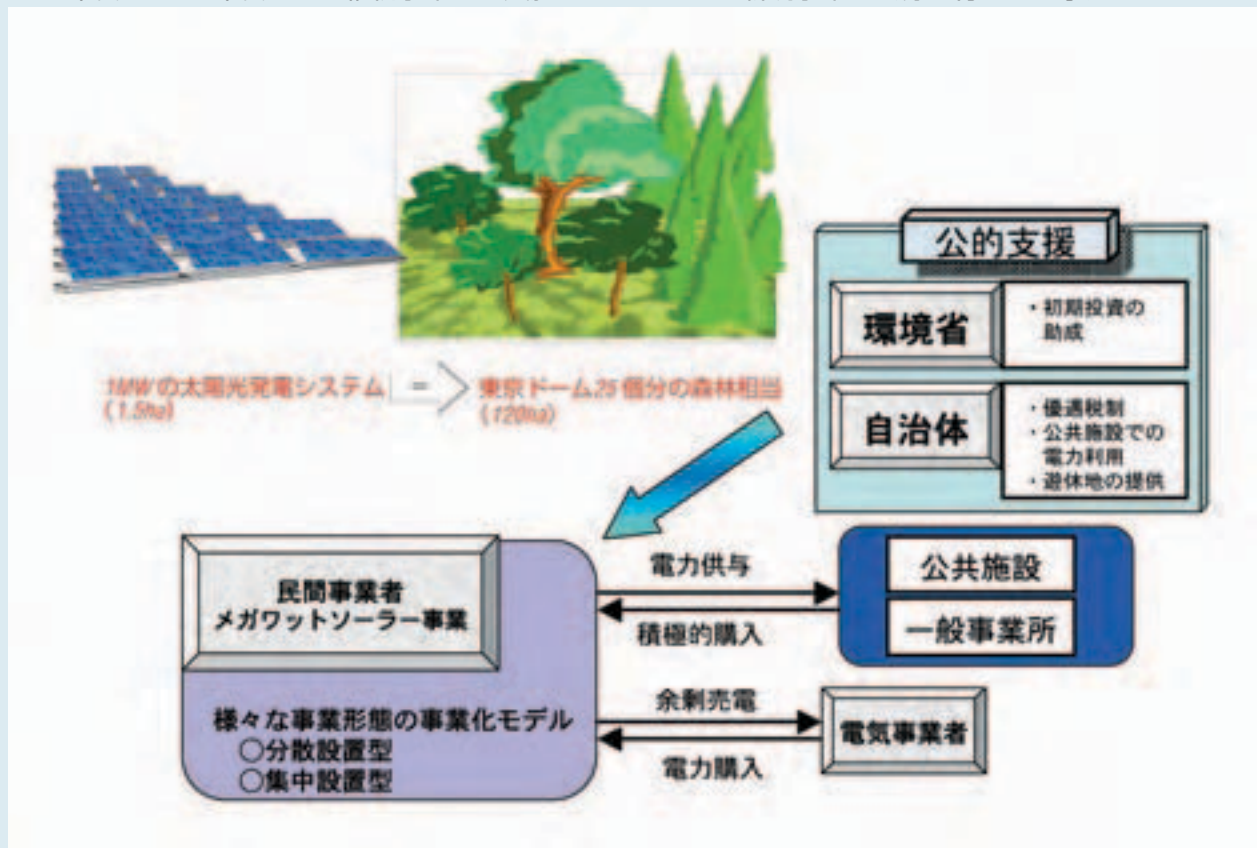
目的・意義

地域での共同利用に根ざした1,000kW級の太陽光発電システム（メガワットソーラー）をモデル的に立ち上げ、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示すことにより、全国的な導入拡大を図り、事業用太陽光発電のさらなる普及促進を図ります。

事業内容

地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを事業化しようとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。

19年度は、18年度からの継続事業のみ実施することとし、新規事業の公募は行わない予定です。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業者（事業化の年次計画を有する者）
3. 負担割合：40万円/kWを上限とする定額補助

クールシティ中枢街区パイロット事業

(担当：水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室)

19' 予算額7億円

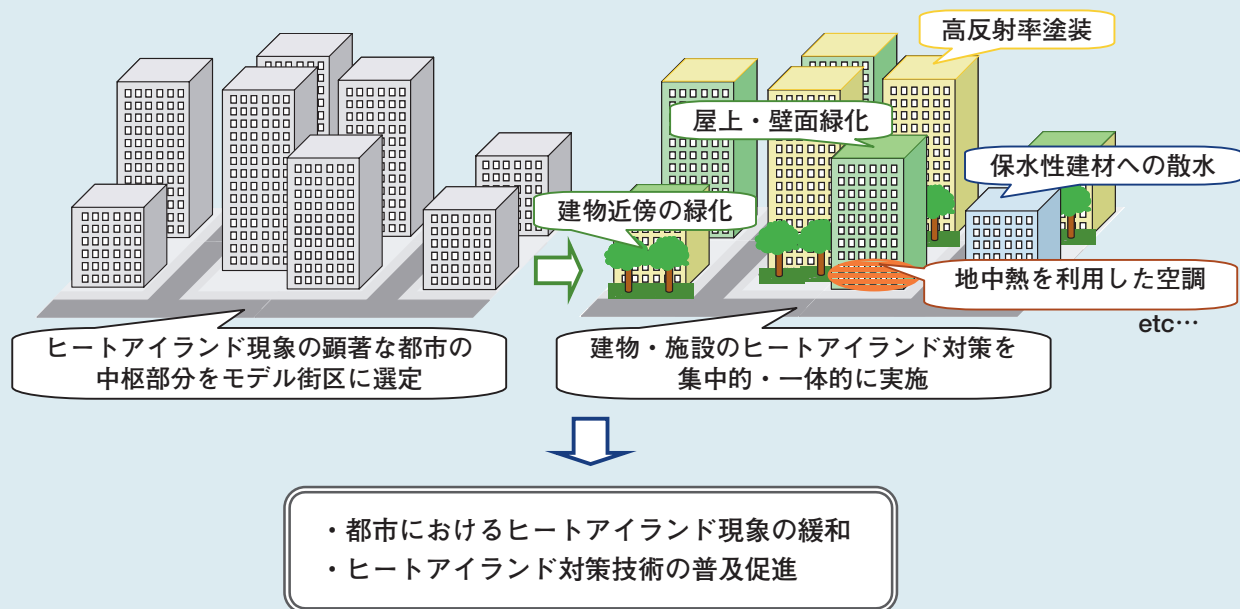
目的・意義

京都議定書目標達成計画（平成17年4月）において「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO₂化」が盛り込まれるなど、都市の中心部において、CO₂排出量の削減を図りつつヒートアイランド現象を緩和することは緊急の課題となっています。

そこで、ヒートアイランド現象の顕著な都市の中枢部において、ヒートアイランド対策を通じた省CO₂化の普及促進を図るため、注目度の高いと考えられる街区に対し、都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策を複数組み合わせ合わせた集中的なモデル事業を行います。

事業内容

ヒートアイランド現象の顕著な都市の中枢部分のなかでも、注目度の高いと考えられるモデル街区を公募により数カ所選定したうえで、モデル街区内のオフィスビルなど民間の建物や施設において、都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策を集中的に導入する事業に対して補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：モデル街区区内における都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策の導入事業
3. 負担割合：追加的設備費用の1/2

総事業費	
環境省 1/2	民間団体 1/2

省CO₂型都市づくりのための面的対策推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額2.5億円

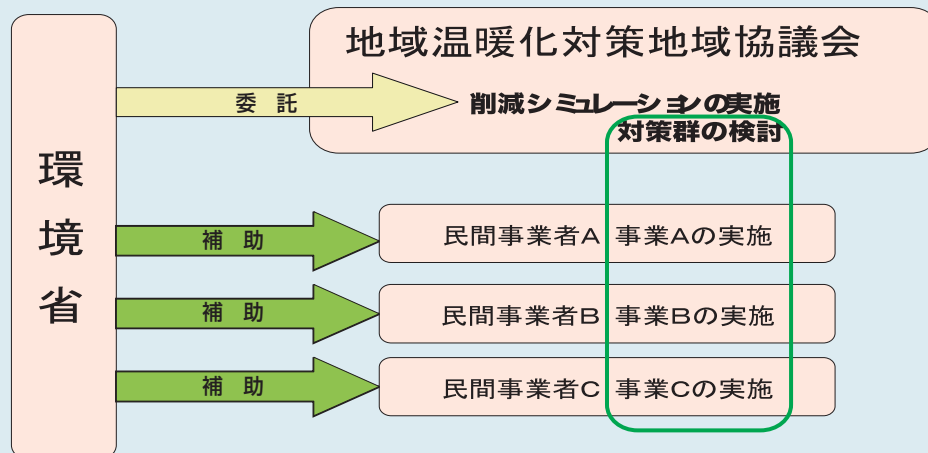
目的・意義

京都議定書目標達成計画において、都市構造や交通システムの見直しなど「面」・「ネットワーク」対策の重要性が謳われています。また、平成18年版の環境白書においては、拡散した都市ほど一人当たりのCO₂排出量が多く、都市のCO₂排出量の削減のためには、集約型の都市構造の構築が重要であると指摘されています。

そこで、集約型都市構造の構築のため必要な、自動車交通需要の抑制、公共交通の活性化、土地利用政策との連携策等の施策について、CO₂排出量削減シミュレーションの実施及びモデル事業を行います。

事業内容

多様な主体（地方公共団体、大規模事業所・集客施設、学校、商店街、交通事業者、NPO 等）が参画する地球温暖化対策地域協議会において、当該地域の事情を勘案しつつ、集約型都市構造に向けたCO₂排出量削減シミュレーション及び事業所などが実施する自動車交通需要を抑制するための施策、事業所・集客施設と交通事業者の連携による公共交通の利用の促進策等について、協議を行います。その協議の結果に基づき、民間事業者等が、削減シミュレーションや各事業の実施を行い、その費用について補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：省CO₂型都市づくりに係る事業
3. 負担割合：委託、補助（1/2）

自動車使用合理化推進事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

19' 予算額1.3億円

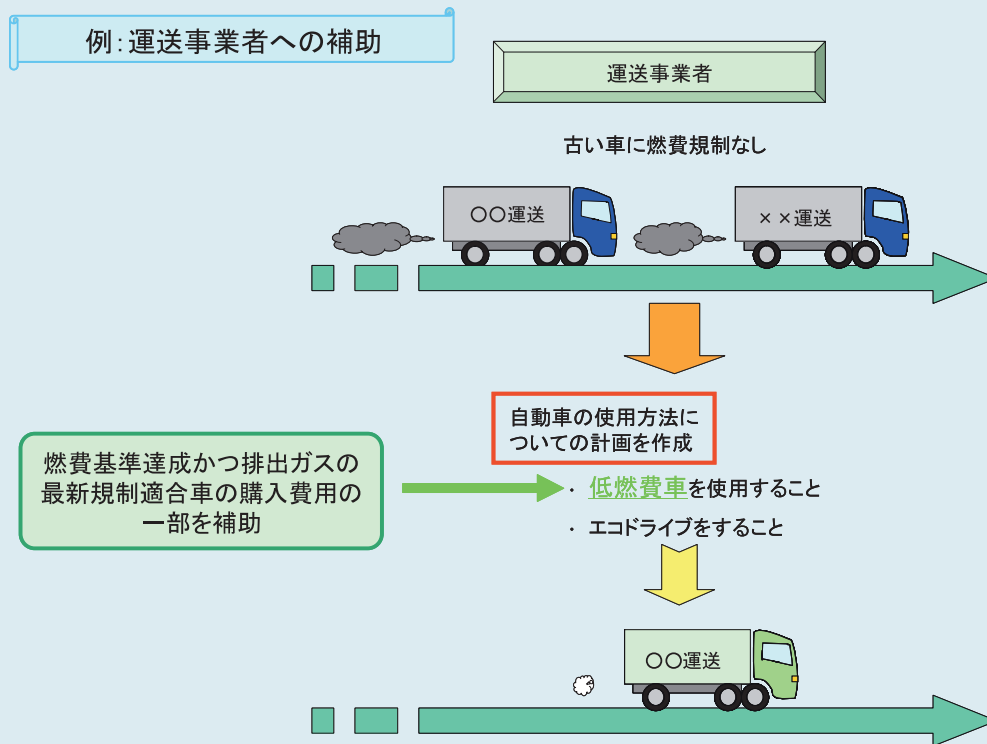
目的・意義

京都議定書における約束である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するためには、CO₂の排出量の寄与割合が大きく、増加が著しい運輸部門における実効性かつ即効性のある対策が不可欠です。運輸部門から排出されるCO₂のうち約35%はトラック・バスから排出されるものであることから、CO₂の排出量を削減するためには、自動車の中でも、特に、トラック・バスの燃費を改善することが重要です。

そのため、運送事業者等によるCO₂等の排出量の削減に関する自主的な取組を促進し、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの普及を図ることにより、大気中に排出されるCO₂、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の量を削減することを目的とした事業です。

事業内容

運送事業者等は、その事業に係るCO₂等の排出量の削減のための計画を作成し、環境省が認定をします。その計画に基づき、運送事業者等が、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスを導入するに際し、車両購入費について補助を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：運送事業者等
2. 補助対象事業：事業者が作成した計画に基づき、燃費基準適合かつ排出ガスの最新規制適合車を購入するもの
3. 負担割合：通常車両価格との差額の1/2

エコ燃料利用促進補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

19' 予算額8億円

目的・意義

運輸部門・業務部門における新エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**を行う事業者を支援します。

事業内容

エコ燃料製造やその利用に必要な設備整備等を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、**必要な事業費の一部を補助**します（図中の赤枠で囲んだ設備整備等が補助対象に該当します）。

●事業の例

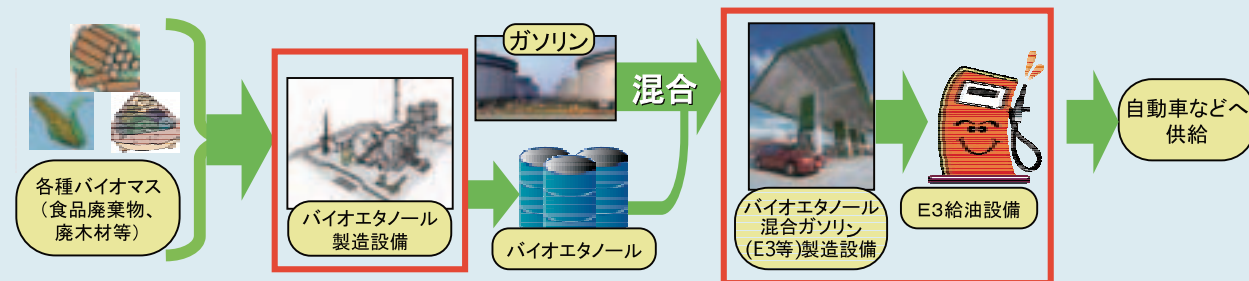
補助事業の対象となるエコ燃料利用に係る事業としては、例えば以下のような事業が考えられます。

(1) バイオエタノール製造事業

余剰農産物や廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。

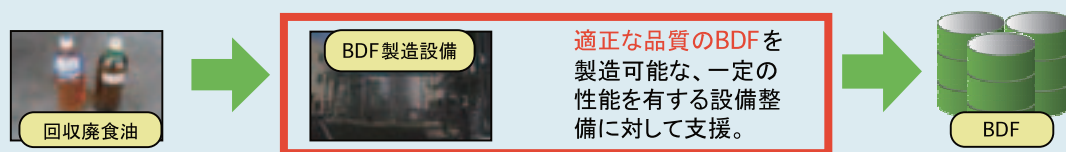
(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。



(3) バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業

廃食用油などから製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する事業。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 補助対象事業：エコ燃料の製造・利用に係る設備整備等を行う事業
3. 負担割合：

